

標識の掲示（建築士法第24条の5、建築士法施行規則第22条（第7号様式）

（標識は平成19年12月20日に様式が改正されていますので、ご注意ください。）

開設者は、建築士事務所において、公衆の見易い場所に、次の標識を掲げなければなりません。

標識の大きさは、縦25cm以上、横40cm以上で、記載内容は、建築士事務所の名称・登録番号・開設者名・管理建築士名、登録の有効期間等を記載しなければなりません。

○法人の場合の記載例

25cm 以上	信州建設株式会社一級建築士事務所	
	登 録	一級建築士事務所 長野県知事登録（〇〇）〇第〇〇〇〇〇〇号
	開 設 者	信州建設株式会社 代表取締役 信州 太郎
	管 理 建 築 士	一級建築士 信州 次郎
	登録の有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
	40cm 以上	

○個人の場合の記載例

25cm 以上	信州太郎一級建築士事務所	
	登 録	一級建築士事務所 長野県知事登録（〇〇）〇第〇〇〇〇〇〇号
	開 設 者	信州 太郎
	管 理 建 築 士	一級建築士 信州 次郎
	登録の有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
	40cm 以上	